



## 令和8年度赤い羽根共同募金 広域助成募集のご案内

社会福祉法人石川県共同募金会

広域助成についての募集概要です。申請いただく際は、本ご案内を確認のうえ、令和8年2月13日（金）までに提出書類を送付ください。

### 1. 趣旨

共同募金は、福祉活動を行う人、課題を抱える人などを含めた地域住民の主体的参加を促し、地域の福祉課題解決のための活動を支援しています。

本助成事業では、石川県内において、県域又は複数市町村域にて、地域福祉推進のための事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行っている団体を支えることを目的に実施します。

### 2. 助成年度

令和8年度に実施する事業が対象です。

（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に開催、完了する事業）

### 3. 助成対象団体

社会福祉法人、更生保護法人、NPO法人、任意団体等のうち、下記の要件を満たしている団体が対象です。（法人格の有無は問わない）

- ① 団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えており、活動の実績、内容及び財務の状況を公開できるもの。
- ② 団体としての活動実績が1年以上あるもの。
- ③ 共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの。

### 4. 助成対象事業・経費

（1）県内において、県域または複数市町域にて、地域福祉推進のための事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業に対して助成を行います。ただし、下記に該当するものは助成対象としません。

- ① 当該事業が営利活動や政治、宗教等の手段とみなされる事業。
- ② 配分による効果が期待できない事業及び配分金以外の財源をもって実施することが適当と認められる事業。

(2) 助成対象経費は、基本的に事業に要する経費を対象とします。ただし、下記に該当するものは助成対象としません。

- ① 役員会、総会、大会等に要する経費
- ② 団体組織を運営するための経費（人件費や旅費等）

## 5. 助成額

1団体につき4万円以上20万円以内 ※助成総額は300万円を予定

## 6. 申請方法等について

別紙「令和8年度赤い羽根共同募金広域助成 申請書作成の手引き」を参照のうえ、下記の提出書類を令和8年2月13日（金）までに本会へ送付ください。（メールでの提出も可）

新規に申請を希望される場合は、事前に本会までご連絡、ご相談ください。

### 〈提出書類〉

- ① 令和8年度赤い羽根共同募金助成事業申請書 ※本会のホームページよりダウンロードできます
- ② 前年度（令和6年度）事業報告及び決算書
- ③ 本年度（令和7年度）事業計画及び予算書
- ④ 定款又は会則及び役員名簿
- ⑤ その他、対象事業に関する参考資料等（団体のパンフレット等）

助成結果は、令和8年3月に開催する配分委員会において申請内容の審査を行い、理事会及び評議員会にて助成可否を決定します。

## 7. その他

共同募金の助成金は、自分の住む地域を良くしようという県民の皆様の善意による寄付金が財源となっています。

皆様の様々な福祉活動に対し、地域の方々が共感され、共同募金運動にご協力いただくという循環で共同募金運動が展開されることが重要です。

共同募金の助成を受けて行われる福祉活動について、地域の皆様に十分ご理解いただくことが必要であるとともに、助成を受けた団体自らも募金活動へのご協力をいただきたいと考えています。

どうぞご理解・ご協力をよろしくお願いします。

## 8. 問合せ・申請書類送付先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階

TEL: 076-208-5757 FAX: 076-222-8900

E-mail: a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp

